

令和8年4月1日

生徒、保護者の皆様

新潟県立見附高等学校長

令和7年度におけるいじめ認知件数について

令和7年度（令和7年4月1日～令和8年3月31日）において
本校におけるいじめ認知件数は7件でした。

今後も「新潟県立見附高等学校いじめ基本方針」に沿って、組織的に対応していきます。
本校のいじめに対する取組に対して、ご不明な点がございましたら、学校までお知らせください。

【いじめの定義】

いじめ防止対策推進法第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等
当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影
響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行
為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【新潟県いじめ等の対策に関する条例第2条2項】

「いじめ類似行為」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等
当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える
行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該児童等が当該行為
を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いものをいう。

※児童等とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

【担当】 県立見附高等学校
教頭 永井 昭光
いじめ対策推進教員
教諭 中野 修